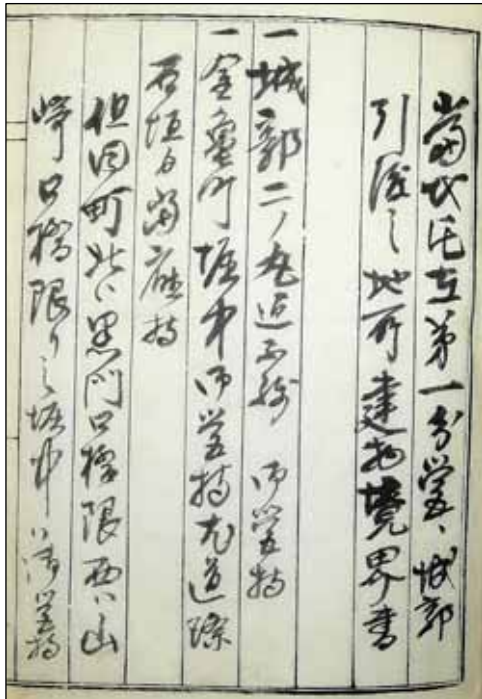


展示「明治の彦根城」

平成 24 年 2 月 10 日（金）～ 3 月 16 日（金）

軍事利用



「当地屯在第一分営へ城郭引渡の地所建物境界書」

（明治 5 年 = 1872 年）10 月 22 日
元犬上県 から滋賀県宛て。彦根城に小浜から大阪鎮台の分営が移転してきた明治 5 年はじめに分営側と取り決めた城内の境界を報告している。「城郭二ノ丸迄不残御嘗持」などと見える。

犬上県は明治 5 年 9 月末に廃止され滋賀県となっているので、この当時は「元犬上県」という表記が使用されている

【明ひ 1（2）】

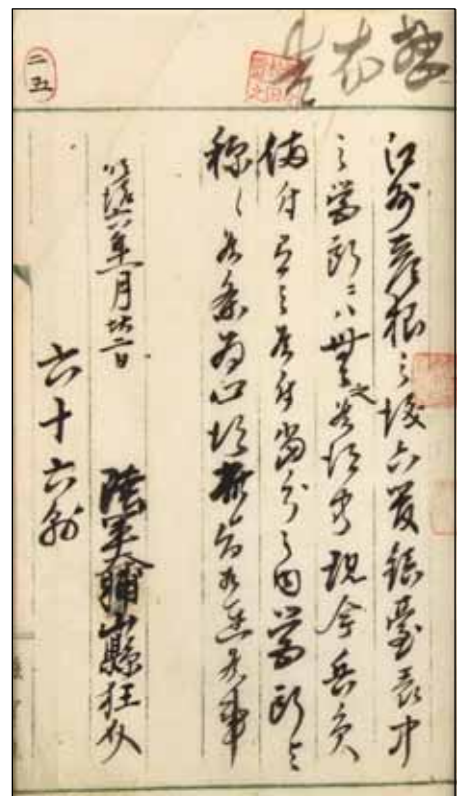
【 】は滋賀県歴史的文書の文書番号

「江州彦根は当分営所と称すにつき通達」

明治 6 年（1873 年）1 月
陸軍大輔山県狂介（有朋）から全国に、彦根（城）は鎮台の表中の営所ではないが、「現今兵員備付」^{そなえつけ}ているので、当分は営所と称すと通達している。彦根城は明治 4 年の廃藩後、兵部省ついで陸軍省の管轄となった。その間、4 年末に若狭小浜にあった大阪鎮台の分営が焼失したので、これが彦根城に仮に移設されている（同 6 年 5 月まで）。

【明あ 79（25）】

その後も工兵第四方面の兵舎に充てられていた時期もある。



人々の暮らしと彦根城

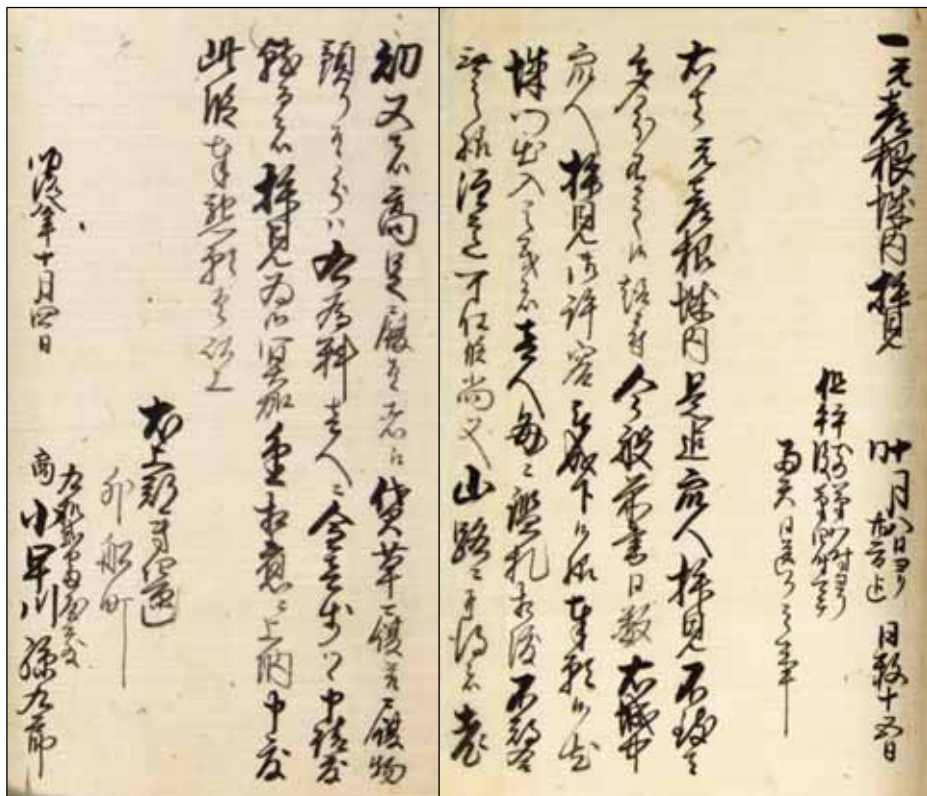


「彦根城廓内釣鐘堂拝借の義につき伺書」 明治6年(1873年)5月
 彦根城内には江戸時代から市民や近傍の住民が時刻を知るための釣鐘(報刻鐘)があった。しかし犬上県廃県(明治5年9月)後には、釣鐘堂のある彦根城は大阪鎮台分営として使用中で立ち入れず、鐘は滋賀県に引き渡されたため、人々が不便を被るようになった。そこで有志者の希望をいれて、県から陸軍省に釣鐘堂の使用を願い出て許可されている。 【明う2(12)】



釣鐘堂の図(上の伺書に添付された図)

「元彦根城内拝見御願」
 明治 8 年 (1875 年)
 10 月
 犬上郡外船町の商人らが
 県に提出したもの。これ
 まで彦根城内は一般人が
 見る機会がなかなかなか
 ったので、相応の冥加金
 上納を条件に、15 日間
 の「城中衆人拝見」を企
 画したい、としている。
 城門の出入りには一人ず
 つ鑑札を持たせる、城内
 は山路なので老幼や高下
 駄の者については有料で
 貸し草履・履き物預かり



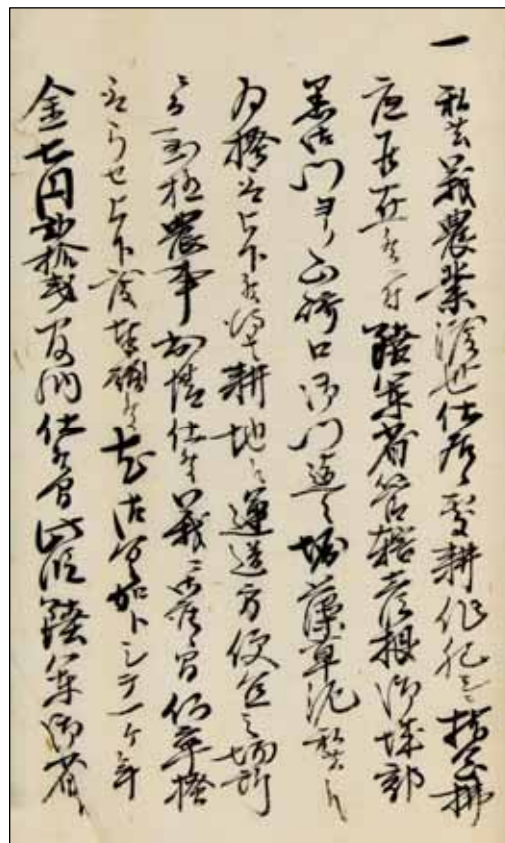
をしたい、と述べている。【明ひ 1 (173)】
 翌年 1 月にも別人から同趣の願が出されたが、両方とも陸軍に
 は許可されなかった。しかし明治 9 年 5 月には旧彦根藩士族ら
 が中心となり、彦根城で博覧会を開催している。

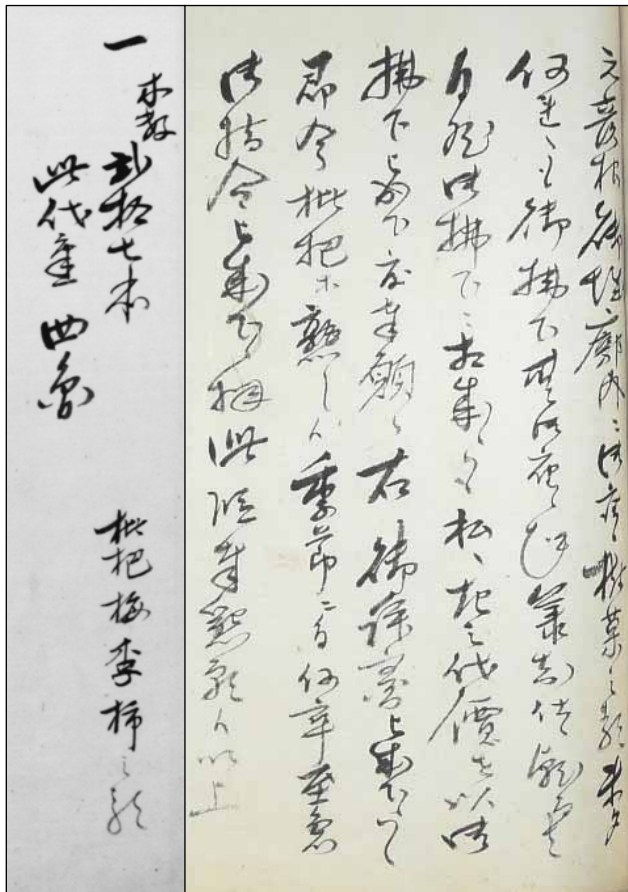
「陸軍省管轄彦根御城郭堀藻草泥掻取願候に
 つき再願書」

明治 9 年 (1876 年)

彦根城からほど近い犬上郡松原村の農民 2 名
 が県に提出したもの。彦根城黒御門より山崎口
 御門までの堀の藻草・泥を、不足している「耕
 作肥シ」用に掻き取りたいので、陸軍省に取り
 次いでほしいと願っている。

先月は掻き取りにあたっての心得書を提出し
 ていないと指摘されたので、心得書を作成し再
 願している。心得書によると対象箇所は
 14,703 坪。【明か 27 (11)】





「旧彦根御城廓内樹菓御払請御願書」

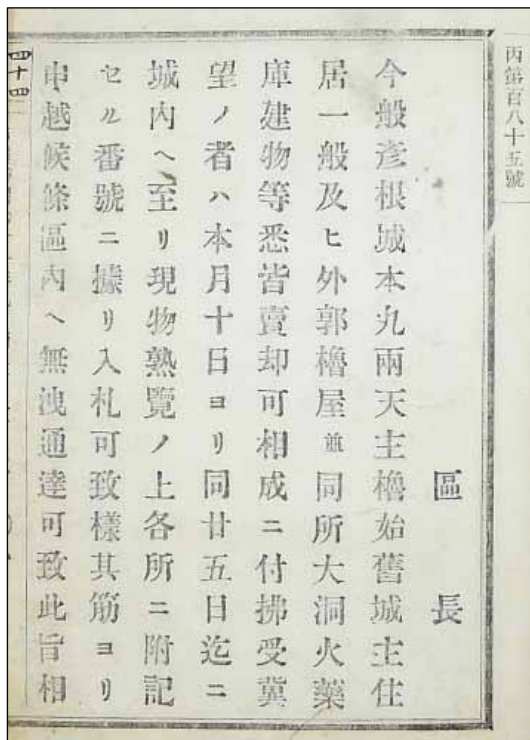
明治9年(1876年)6月

芹橋の旧彦根藩士族から滋賀県宛て。彦根城内の「樹菓(樹果)」(枇杷・梅・李・柿の類)27本を4円で払い下げてほしいと願うもの。枇杷が熟す季節なので決定を急いでほしいと書く。

県彦根出庁から県本庁宛ての文書では、明治9年は5月に彦根城内で博覧会があり、その機会に果実の実りがよいのを観覧者が確認したため、払い下げ希望者が複数(4件)出たのだろう、と推察している。しかし県と陸軍省とのやりとりの結果、陸軍省内部での手続きに時間がかかり、樹果とくに枇杷の収穫時期を逸してしまうことを理由に、全員が願を取り下げさせられている。

【明ひ2(42)】

彦根城の保存と様々な利用法



「彦根城本丸ほか払い下げにつき入札の件 通達」

明治11年(1878年)9月

陸軍省所管となって以降、彦根城内の不要な建造物は撤去されていったようだが、ついに本丸天守などまでもが入札にかけられることになった。

この県令代理より区長宛て通達では、払い受け希望者は彦根城内で「現物熟覧」の上、本丸に設置の投票箱に入札するとしている。

【明い99(44)】

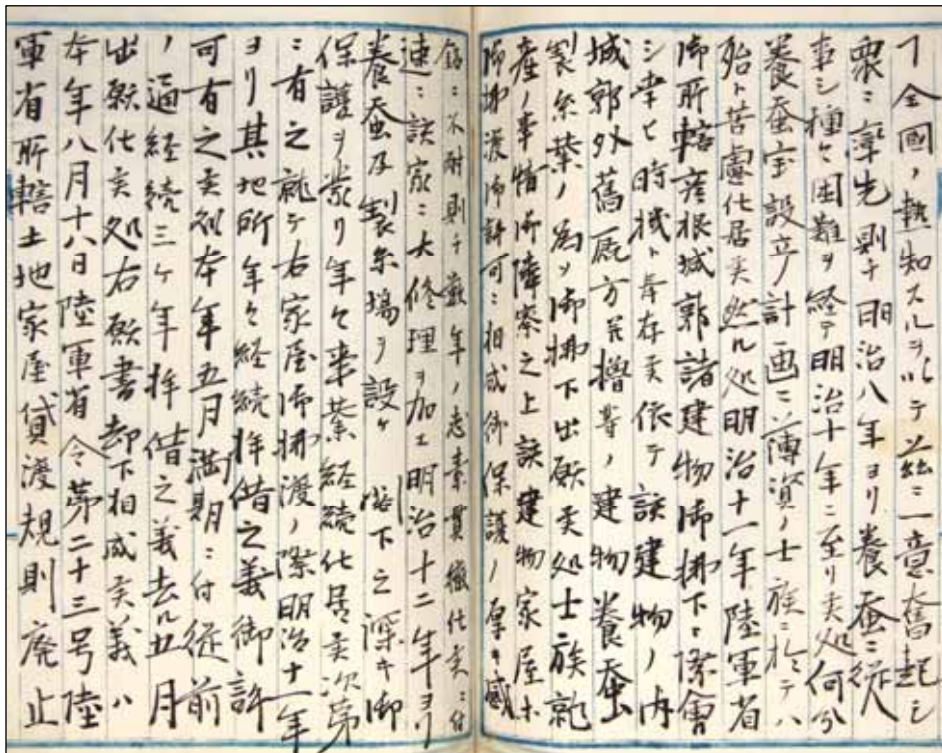
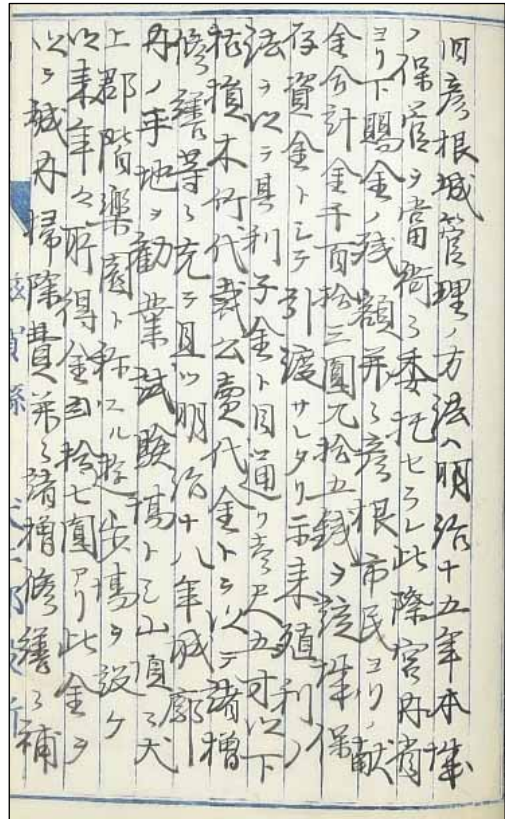
しかし払い下げ・取り壊しの直前、この話が明治天皇の耳に達し、間一髪で保存が命じられたという逸話がある。

「旧彦根城保管方法等取調につき回答」

明治 24 年（1891 年）4 月

彦根城が明治 24 年秋に陸軍省から宮内省に管轄替え（彦根御料地）となるに際し、犬上郡長が県に提出したもの。彦根城の管理は明治 15 年（1882 年）に県から犬上郡へ委託され、同 18 年には城郭内平地に勸業試験場が設置された。また山頂には「犬上郡階樂園ト称スル遊歩場」が設けられていたと書かれており、この頃には彦根城は市民に親しまれる場所となっていたことがうかがえる。

【明か 29 合本 2（3）】

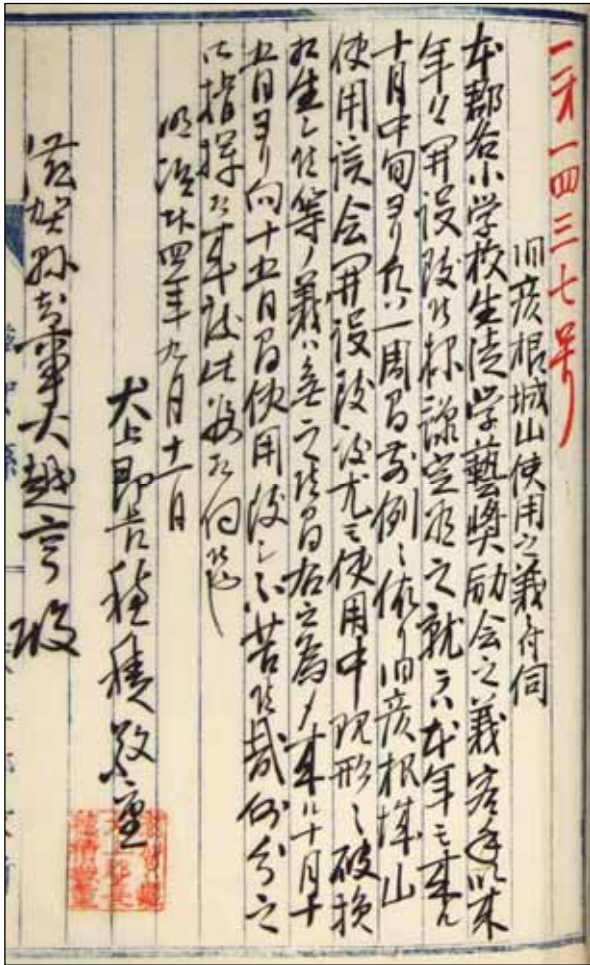


「陸軍省御所轄地御払下願書」

明治 23 年（1890 年）12 月

旧彦根藩士族の高橋建五郎・湯本源蔵が知事に提出したもの。高橋らは士族授産を目的として、明治 11 年（1878 年）に陸軍省から彦根城郭外旧厩方・櫓などを借り受け、翌年に養蚕・製糸場を設立して多くの士族女性を工として雇用してきたという。同 23 年 5 月に拝借継続が却下されたため、今回は払い下げを求めて願い出ている。

【明か 29 合本 2（9）】



「旧彦根城山使用の義につき伺」

明治 24 年 (1891 年) 9 月

犬上郡長より知事宛て。明治 24 年頃の旧彦根城山では、犬上郡各小学校生徒学芸奨励会が数日間かけて開催されていた。「客年(=昨年)以来年々開設致候様^{かくねん}予定」とあり、同 23 年から始まった行事のようである。「使用中現形^{いたしそろうよう}之破損相生シ候等ノ義八無之」と使用上の留意点を記しているのは、彦根城の管轄が陸軍省・宮内省といった国の機関であったためだろう。この伺は許可された。

【明か 29 合本 2 (12)】

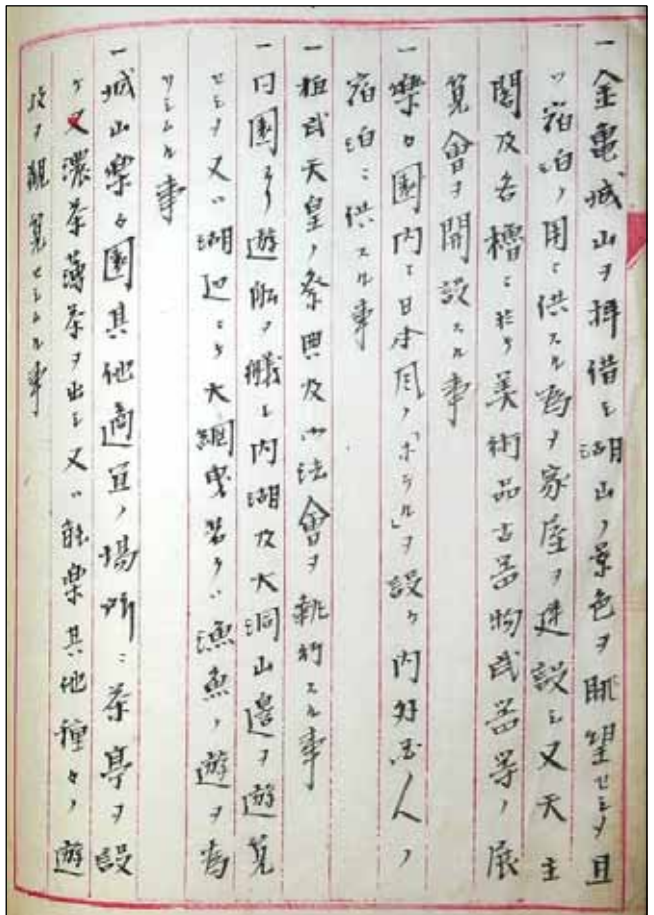
「明治 28 年^{てんと}京都奠都紀念祭・第 4 回内国勸業博覧会の滋賀県関連事業(犬上郡彦根町の項)」

明治 26 年 (1893 年)

明治 28 年博覧会関連の事業として、彦根町では「金亀城(彦根城)山ヲ拝借シ、湖山ノ景色ヲ眺望セシメ」さらに「天主閣及各櫓ニ於テ美術品・古器物・武器等ノ展覧会」を行った。

【明お 55 (4)】

彦根城は明治 24 年に陸軍省から宮内省へ所管替え(と同時に旧城主井伊家へ無償貸与)ののち、同 27 年には井伊家所有となっている。



堀の利用

堀地連續貸付に關する件
 縣下彦根旧堀ハ在年湖水減退に伴
 漸次水深ヲ浅クシ殊ニ琵琶湖に連絡セ
 ル部分ハ瀦水渴シ加ハルニ沿堀ノ住民ハ各
 所ニ塵芥ヲ投棄スル其甚ク不潔ヲ極メ
 雜草ハ繁茂シ殆ト堀地日態ヲ失フノ
 右様、右之令レシテ之レカ改良ヲ圖スルトキハ
 衛生上其他有害不敷ヲ以テ養魚及
 蓮培養ノ多ク使用ヲ出願スル堀地ノ
 清潔ヲ維持スル上ニ於テ且取テ適切ナル
 ノト認メ可成之ヲ許可シ一面堀地ノ清潔
 義觀ヲ圖リ一面魚族ノ繁殖ヲ企テスニ
 之レカ矯正ノ努力メウ、右之已ニ其堀地ノ
 全部ハ之ヲ數區ニ分割シテ使用セシ居
 竹實況、右之悉知、右内大字下片原
 四十九中島、空堀地(私水面)或
 町五反五畝拾七歩ハ先年彦根町長
 ヲリ養魚業ヲ業ノ多ク貸付方出願

「官有地堀池繼續貸付に関する件照会」 明治 37 年（1904 年）

知事より内務省総務局宛て。彦根城の堀（濠）で 5 年間、養魚・蓮根栽培をしている人々に繼續使用を認めてよいかを問い合わせる文書。明治 30 年代後半には堀は湖水減退に伴って水深が浅くなり、琵琶湖に繋がらない部分は瀦水（たまり水）が涸渴していたという。雑草が繁茂しさらに周辺住民が塵芥を投棄するので、堀は非常に不潔になっていたらしい。堀を清潔に保つためにその全部を分割し養魚などに使用させていたとも記している。 【明な 180（59）】

「琵琶湖水産事業経営に関する計画
意見書」(県水産試験場作成)

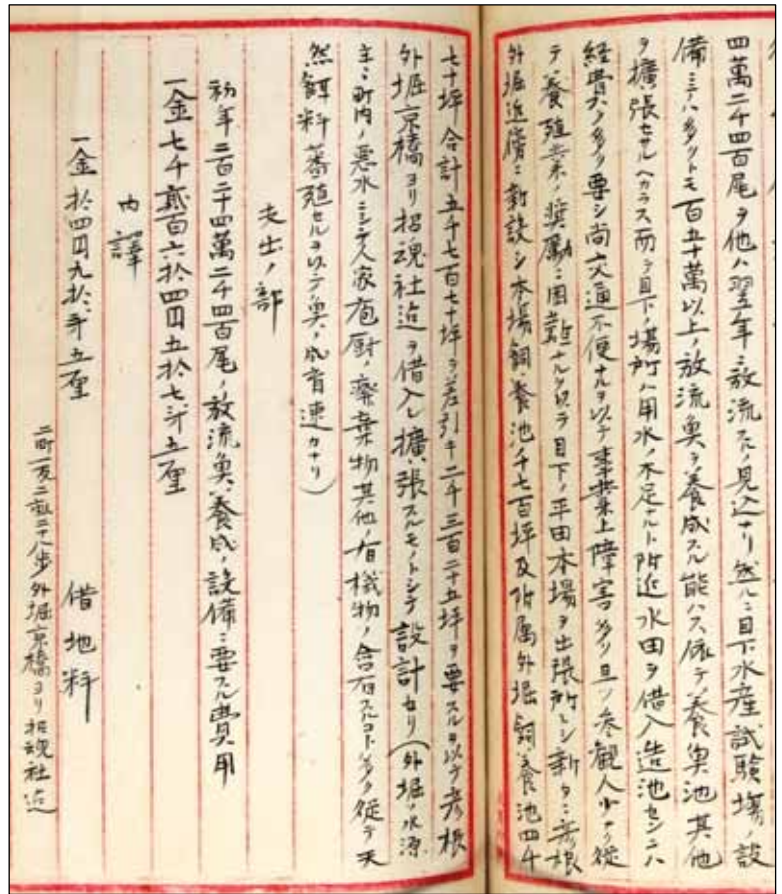
明治 40 年 (1907 年)

彦根藩時代の城郭近傍は禁漁地だったが、明治以降は堀での養魚などを個人に認めてきた。

明治 39 年には彦根城外堀(官有地)に県水産試験場付属の養魚場がつけられ、琵琶湖放流用の鯉児の飼養が始まった。明治 41 年には外堀京橋から招魂社までを借り入れ拡張している。

この意見書によると外堀は「水源主二町内ノ悪水ニシテ、人家庖厨(=台所)ノ廃棄物其他ノ有機物ノ含有スルコト多く、從テ天然餌料蕃殖セルヲ以テ魚ノ成育速力」なのだという。【明て 61 合本 4(1)】

彦根養魚場は昭和 41 年(1966 年)まで存続した。



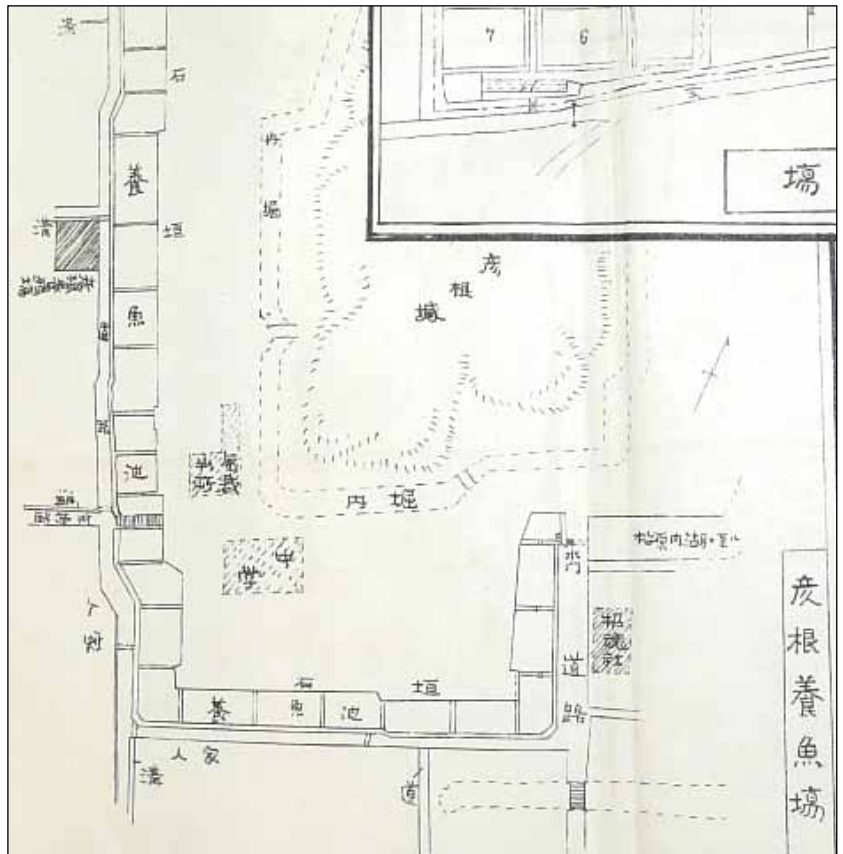
「彦根養魚場」

(「滋賀県水産事業要覧」所収)

明治 42 年 (1909 年)頃
裁判所・中学(県立彦根中学校)
も見える。

【明て 61 合本 4(2)】

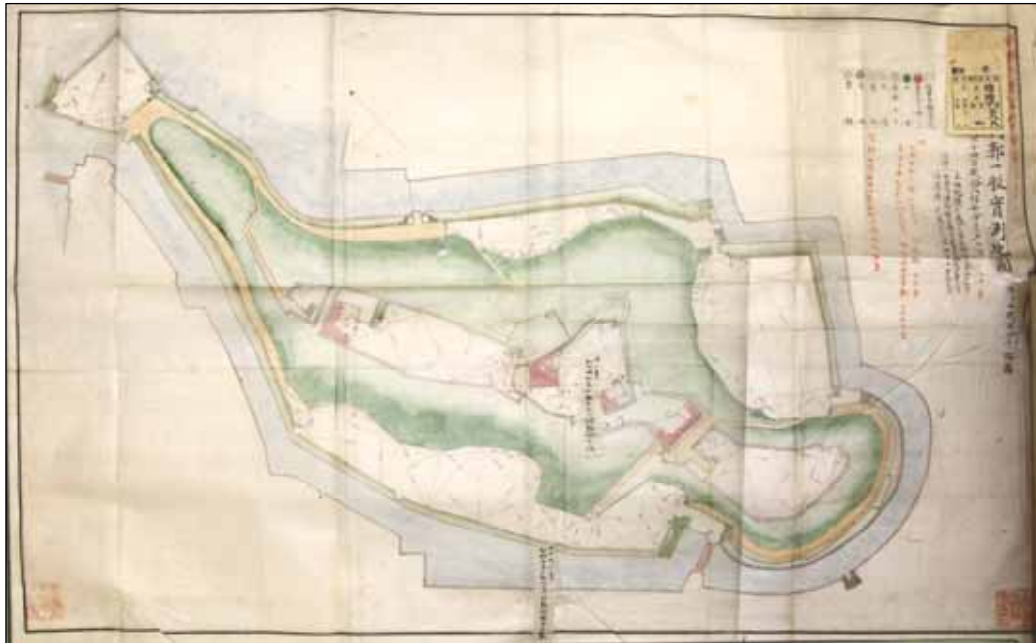
裁判所は明治 10 年代にでき、
中学校は明治 22 年(1889 年)
にこの地に移転してきた(移転
当時は滋賀県尋常中学校)。



図面

「彦根城内郭一般実測地図」 明治 15 年 (1882 年)
 陸軍省管轄の境界線が引かれている。 右：凡例
 1,200 分の 1 50.0 × 76.5cm 【明こ 59 (12)】

赤	黒	黄	青	緑	紅	白
赤	石	通	内	園	山	陸軍省管轄境界線
橋	堀	路	濠	子	池	



「彦根城実測地図」 明治 25 年 (1892 年)
 宮内省から井伊家への彦根城無償貸与 (明治 24 年) に
 関する文書に添付されたもの。 27.0 × 37.0cm
 【明か 29 合本 2 (20)】 右：凡例

△	○	□	■	凡
同	木	井	樹	堀
層	橋	水	池	境
二	戸	築	後	線

